

定 款

一般社団法人ピープラス

平成 27 年 2 月 6 日作成

一般社団法人ピープラス 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ピープラス と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を北九州市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(公告)

第3条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第4条 当法人は、役割とつながりのある「居場所」が持ちにくい社会の中で、子ども・若者が未来への希望を描きにくくなっていることを社会課題として捉え、子ども・若者に夢紡ぐきっかけを届けることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 子ども・若者を対象としたキャリア学習プログラムの提供
- (2) 子ども・若者を対象としたアクティブラーニングの実践の場の提供
- (3) 子ども・若者を中心とした多世代の対話の場づくり
- (4) 子ども・若者に大きな影響を与える大人を対象としたキャリア開発プログラムの提供
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の3種の会員（以下、まとめて「会員」という。）を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員…当法人の目的に賛同し、当法人の活動及び事業を推進する個人
- (2) 一般会員…当法人の目的に賛同し、当法人で活動する個人
- (3) 賛助会員…当法人の目的に賛同し、当法人の活動を支援する個人及び団体

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める方式により、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

(会費等)

第7条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第 13 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、理事長たる代表理事がこれに当たる。理事長たる代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散

(4) その他法令で定めた事項

(代理)

第 19 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第 20 条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が、署名又は記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第 22 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうちから、代表理事 1 名以上を定める。

代表理事を複数名定める場合は、そのうち 1 名を理事長と定める。

代表理事が 1 名の場合は、その者を理事長とする。

(選任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び理事長は、理事会の決議によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事においても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事においても同様とする。

(理事の職務権限)

第 24 条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

第 6 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 29 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 30 条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 31 条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定並びに解職
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 会員の入会の可否の決定
- (6) その他理事会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第 34 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長たる代表理事がこれに当たる。理事長たる代表理事に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定められたところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第41条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1) 社員総会の特別決議

(2) 社員が欠けたこと

(3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）

(4) 破産手続開始の決定

(5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第 44 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の目的を有する公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利法人（租税特別措置法第 66 条の 11 の 2 第 3 項の認定を受けたものに限る。）に贈与するものとする。

第 10 章 附則

(委任)

第 45 条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により代表理事が別に定める。

(最初の事業年度)

第 46 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 47 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	宮原昌宏
設立時理事	岡昌子
設立時理事	松永裕己
設立時理事	原水敦
設立時理事	宮村貴幸
設立時代表理事	岡昌子
設立時代表理事	原水敦
設立時監事	相浦圭太

(設立時社員)

第 48 条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時社員	住所	省略
	氏名	宮原昌宏
設立時社員	住所	省略
	氏名	松永裕己
設立時社員	住所	省略
	氏名	宮村貴幸
設立時社員	住所	省略
	氏名	相浦圭太

設立時社員 住所 省略

氏名 岡昌子

設立時社員 住所 省略

氏名 原水敦

(法令の準拠)

第 49 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。